

中華人民共和国大気汚染防止法

(2000年4月29日第9期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で採択)

第1章 総則

第1条 大気汚染を防止し、生活環境及び生態環境の保護と改善を図り、経済と社会の継続的な発展を促すため、本法を制定する。

第2条 国務院及び地方の各級政府は大気環境の保護活動を国民経済・社会発展計画に組み入れ、適正な工業立地計画を立て、大気汚染防止の科学研究を強化し、大気汚染防止の措置を採り、大気環境の保護と改善を図らねばならない。

第3条 国は、各地方における主要な大気汚染物質の排出量を計画的に抑制または逐次減少させる措置を採る。地方の各級人民政府は、管轄地区の大気環境に責任を負い、計画を制定し、措置を講じ、管轄地区の大気環境を規定水準に到達させる。

第4条 県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門は大気汚染防止に対し統一的な監督・管理を行う。各級の公安、交通、鉄道、漁業管理部門は各自の職責に基づき、自動車や船舶による大気汚染に対し監督・管理を行う。県級以上の人民政府のその他関連主管部門は各自の職責の範囲内において大気汚染防止に対し監督・管理を行う。

第5条 いかなる企業及び個人も大気環境を保護する義務を負い、かつ大気環境を汚染する企業及び個人を告発、告訴する権利を持つ。

第6条 国務院の環境保護行政主管部門は国の大気環境の汚染規準を制定する。省・自治区・直轄市の人民政府は国の大気環境汚染基準に規定されていない項目について、地方の規準を制定することができる。これは国務院の環境保護行政主管部門に届け出る。

第7条 国務院の環境保護行政主管部門は国の大気環境汚染基準及び国の経済的・技術的条件を考慮して、国の大気汚染物質排出基準を制定する。

省・自治区・直轄市の人民政府は国の大気汚染物質排出基準に規定されていない項目について、地方の排出基準を制定することができる。国の大気汚染物質排出基準において規定されている項目については、国の排出基準よりも厳しい地方基準を制定することができる。地方の排出基準は国務院の環境保護行政主管部門に届け出なければならない。

地方での排出基準がすでに制定されている地域で排出される大気汚染物質はすべて、地方の排出基準に基づかねばならない。

第8条 国は大気汚染防止及び関連する総合利用活動に利をもたらす経済・技術政策及び措置を採る。大気汚染の防止や大気環境の保護と改善において顕著な成果を上げた企業及び個人に対し、各級の人民政府は報奨を与える。

第9条 国は大気汚染防止に関する科学研究を奨励・支援し、先進的で実用可能な大気汚染防止技術を推進し、太陽エネルギーや風力エネルギー、水力エネルギー等のクリーンエネルギーの開発と利用を奨励・支援する。国は環境保護産業の発展を奨励・支援する。

第10条 各級の人民政府は、植樹や草花の栽培、都市部と農村部における緑化プロジェクトを強化し、その土地に適した措置を採り砂漠化の防止や大気環境の改善に努めねばならない。

第2章 大気汚染防止の監督・管理

第11条 大気中に汚染物質を排出するプロジェクトを新設、拡張、改築する際には、建設プロジェクトの環境保護管理に関する国の規定を遵守しなければならない。建設プロジェクトが環境に与える影響についてまとめる報告書は、建設工事によって生じるおそれのある大気汚染および生態環境への影響について評価し、防止措置を規定し、かつ所定の手続きに従って環境保護行政主管部門の審査、許可を受けなければならない。建設プロジェクトは生産または使用を始めるに先立ち、大気汚染防止施設について環境保護行政主管部門の検査を受けなければならない。建設プロジェクトに関する国の環境保護管理規定の要求に達していないものは、生産または使用を開始してはならない。

第12条 大気中に汚染物質を排出する企業は、国务院の環境保護行政主管部門の規定に従い、所在地の環境保護行政主管部門に対し、保有している汚染物質排出・処理施設および通常の作業条件のもとで排出される汚染物質の種類、数量、濃度を申告し、かつ大気汚染防止に関連する技術資料を提出しなければならない。排出される汚染物質の種類、数量、濃度に大きな変更のある場合には、遅滞なく申告しなければならない。また、大気汚染物質処理施設は正常に使用されなければならない。大気汚染物質処理施設を取り壊す場合または使用しない場合には、所在地の県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門の許可を受けなければならない。

第13条 大気中に汚染物質を排出する場合、その汚染物質の濃度は国家及び地方の排出基準を超過してはならない。

第14条 国は大気中に排出される汚染物質の種類と数量に基づき、汚染物質排出費の徴収制度を実施する。大気汚染防止の要求と国の経済的・技術的条件を考慮し汚染物質排出費の徴収基準を合理的に制定する。汚染物質排出費の徴収は国が規定する基準を遵守せねばならず、具体的な方法と実施措置は国务院が規定する。徴収された汚染物質排出費は国の財政資金として納入され、国务院の規定に基づき大気汚染防止に使用し、その他業務への流用は禁止する。監査機関は法律に基づき監査・監督を行う。

第 15 条 国務院及び省・自治区・直轄市の人民政府は、大気環境汚染基準に規定されていない地区、および国務院が認定した酸性雨抑制地区と二酸化硫黄抑制地区について、大気汚染物質排出総量抑制地区に認定することができる。大気汚染物質総量抑制地区の地方人民政府は国務院が規定する条件と手続きに従い、公開、公平、公正を原則として、企業・事業体の大気汚染物質排出総量を査定し、大気汚染物質排出許可証を発行する。大気汚染物質の排出総量抑制を課せられた企業・事業体は、査定された大気汚染物質排出総量と許可証が規定する排出条件に従い汚染物質の排出を行わなければならない。

第 16 条 国務院及び省・自治区・直轄市の人民政府が指定した景勝地、自然保護区、その他特別の保護を必要とする地区では、環境を汚染する工業生産施設を建設してはならない。その他の施設を建設する際にも、汚染物質の排出は排出基準を超過してはならない。本法の施行以前に企業・事業体が建設した施設において、汚染物質の排出が基準を超過する場合には、本法第 48 条の規定に基づき期限を定めて処理する。

第 17 条 国務院は都市の総合的な計画や環境保護計画目標、都市の大気環境の状況に基づき、大気汚染防止重点都市を認定する。直轄市、省都、沿海部の開放都市及び重点観光地は大気汚染防止都市に認定されなければならない。大気環境汚染基準を満たさない大気汚染防止重点都市は、国務院または国務院の環境保護行政主管部門が定める期限までに、大気環境汚染基準を満たさねばならない。これら都市の人民政府は期限付きの基準達成計画を立て、国務院の権限または規定に基づき、更に厳格な措置を採り、期限までに基準を満たさねばならない。

第 18 条 国務院の環境保護行政主管部門と関係部門は、気象、地形、土壌等の自然条件に基づき、酸性雨がすでに発生している地区と発生するおそれのある地区、および二酸化硫黄による汚染が重大な地区について、国務院の承認を経て、酸性雨抑制地区または二酸化硫黄汚染抑制地区に認定することができる。

第 19 条 企業はまず、エネルギー利用効率を高め、汚染物質排出量が少ないクリーン生産技術により大気汚染物質の発生を減少させなければならない。国は、重大な大気環境汚染をもたらす旧式の生産技術と設備を淘汰する制度を実施する。国務院の経済総合主管部門と関係部門は、重大な大気環境汚染をもたらすことから導入を期限付きで禁止する技術リストと、生産、販売、輸入、使用を期限付きで禁止する設備リストを公布する。生産技術を導入する者は、国務院の経済総合主管部門と関係部門が規定する期間は、このリストで規定された技術の導入を中止しなければならない。使用が禁止された設備を他人に譲渡して使用してはならない。

第 20 条 事故あるいは突発的事件の発生により有害有毒なガス及び放射性物質を排出し、大気汚染や人体への危害をもたらすか、またはそのおそれのある企業は、直ちに大気汚染による被害を防止する応急措置を講じ、大気汚染による被害を受けるおそれのある企業と住民に通報し、かつ所在地の環境保護行政主管部門に報告して調査・処分を受けなければならない。大気が重大に汚染され、人体の健康と安全に危害がもたらされる緊急事態が発生した場合には、現地の人民政府は直ちに住民に通報し、汚染物質排出企業に汚染物質の排出を停止するよう指示するなどの緊急応急措置を採らなければならない。

第 21 条 環境保護行政主管部門とその他の監督・管理部門は管轄範囲内の汚染物質排出企業に対して立ち入り検査を行う権限を有する。被検査企業は状況をありのままに報告し、必要資料を提出しなければならない。検査部門は被検査企業の技術的・業務的秘密を守る義務を負う。

第 22 条 国務院の環境保護行政主管部門は大気汚染監視制度を設け、監視網を作り、統一的な監視方法を定める。

第 23 条 大・中都市の人民政府の環境保護行政主管部門は大気環境の汚染状況に関する公報を定期的に発表し、かつ大気環境の汚染状況を予報する業務を逐

次展開しなければならない。大気環境の汚染状況に関する公報には、都市における大気環境汚染の特徴や主要汚染物質の種類、汚染による被害程度等の内容が含まなければならない。

第3章 石炭燃焼による大気汚染の防止

第24条 国は石炭の選鉱・加工を推進し、石炭の硫黄分と灰分を減らし、高硫黄分炭と高灰分炭の採掘を制限する。採掘される石炭が高硫黄炭、高灰分炭に属する炭鉱を新しく建てる場合は、石炭選鉱施設を建設し、石炭に含まれる硫黄分、灰分を基準内に抑えなければならない。すでに操業を開始している炭鉱で採掘される石炭が高硫黄炭、高灰分炭に属する場合は、国務院の計画に基づき、期限内に選鉱施設を建設しなければならない。放射能及び砒素等の有毒有害物質が基準値を超過する炭鉱を採掘してはならない。

第25条 国務院の関係部門と地方の各級の人民政府は都市のエネルギー構成を改善し、クリーンエネルギーの生産と使用を推進する措置を採らねばならない。大気汚染防止重点都市の人民政府は管轄地区において国務院の環境保護行政主管部門が規定した高汚染燃料の販売、使用を禁止する地区を認定することができる。同地区の企業及び個人は同地区の人民政府が規定する期限内に高汚染燃料の使用を停止し、天然ガス、液化石油ガス、電気またはその他のクリーンエネルギーを使用しなければならない。

第26条 国は石炭のクリーンな利用を促す経済的・技術的政策や措置を採り、低硫黄分、低灰分の優れた品質の石炭の使用およびクリーン化技術の開発と推進を奨励・支援する。

第27条 国務院の関係主管部門は国のボイラー煤塵排出基準に基づいて、ボイラーの品質基準に相応の要求を規定しなければならない。規定の要求に達していないボイラーは製造、販売または輸出してはならない。

第 28 条 都市建設においては全面的に計画を立て、熱源問題を統一的に解決し、集中供給を発展させるものとする。集中供給パイプラインがカバーする地区では、石炭を燃焼するボイラーを新しく製造してはならない。

第 29 条 大・中都市の人民政府は、飲食サービス業に対し期限内に天然ガス、液化石油ガス、電気またはその他のクリーンエネルギーを使用させる計画を立案しなければならない。大・中都市において、高汚染燃料使用禁止地区に指定されていない地区で使用されている民間のかまどについては、期限内に石炭ガスまたはその他のクリーンエネルギーを使用しなければならない。

第 30 条 新築または拡張された二酸化硫黄を排出する火力発電所及びその他の大・中規模企業が、規定された汚染物質排出基準または総量抑制指数を超過した場合には、脱硫装置、集塵装置を建設するかまたは二酸化硫黄の排出を抑制し集塵する措置を講じなければならない。酸性雨抑制地区及び二酸化硫黄抑制地区において、汚染物質排出基準を超過する企業は、本法第 48 条の規定に従い期限内に処理しなければならない。国は企業が脱硫装置や集塵装置を導入する場合にはこれを奨励・支援する。企業は燃料燃焼過程において発生する窒素や酸素を抑制する措置を講じなければならない。

第 31 条 人口密集地区に石炭、脈石、石炭殻、石炭灰、石灰を放置する場合は、防火・防塵措置を講じ、大気汚染防止に努めねばならない。

第 4 章 自動車・船舶による汚染の防止

第 32 条 自動車・船舶が大気中に排出する汚染物質は規定された排出基準を超過してはならない。いかなる企業及び組織も規定された汚染物質排出基準を超過する自動車・船舶を製造、販売または輸入してはならない。

第 33 条 製造当時の自動車汚染物質排出基準に合致しない自動車を運転してはならない。省・自治区・直轄市の人民政府が自動車に対し新しい汚染物質排出基準を実行しかつ改革を行う場合は、国務院の許可を受けなければならない。自動車修理工場は大気汚染防止の要求と国の技術関連規範に従い、自動車を規定された汚染物質排出基準を満たすように修理しなければならない。

第 34 条 国はクリーンエネルギーを使用する自動車・船舶の生産と消費を奨励する。国は高品質燃料の生産と使用を奨励・支援し、燃料に含まれる有害物質による大気環境汚染を減少させる措置を採る。企業及び個人は国務院が定めた期限内に、鉛を含むガソリンの生産、輸入、販売を停止しなければならない。

第 35 条 省・自治区・直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門は、自動車の定期検査について公安機関から資格を認定された企業に委託し、自動車の排気汚染に関する規範に基づき年度検査を行うことができる。交通、漁業等について監督・管理権を有する部門は、船舶の定期検査について関係主管部門から資格を認定された企業に委託し、船舶の排気汚染に関する規範に基づき年度検査を行うことができる。県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門は自動車の駐車場において、自動車の汚染物質排出状況に対する監督・抽出測定を行うことができる。

第 5 章 排気ガス、粉塵及び悪臭による汚染の防止

第 36 条 大気中に粉塵を排出する企業は集塵措置を講じなければならない。大気中に有毒物質を含む排気ガス及び粉塵を排出することを厳しく制限する。排出の必要がある場合には、浄化処理を施し、規定の排出基準を超過しないようにしなければならない。

第 37 条 工業生産において発生する可燃性ガスは回収、利用しなければならず、回収、利用の条件がなく大気中に排出する場合には、汚染物質の処理を行わなければならない。大気中に転炉ガス、アセチレンガス、電気炉法黄リンのテールガス、有機炭化水素類のテールガスを排出する場合には、所轄の環境保護行政

主管部門の許可を受けなければならない。可燃性ガスの回収、利用装置が正常に作動しない場合は、直ちに修復または交換しなければならない。回収、利用装置が正常に作動しない期間に可燃性ガスを排出する場合は、排出する可燃性気体を十分に燃焼させるか、またはその他の大気汚染の制限措置を講じなければならない。

第 38 条 石油精製、合成アンモニアや石炭ガスの生産、石炭コークス化、非鉄金属精錬の過程で硫化物を含むガスを排出する場合は、脱硫装置を設置するか、またはその他の脱硫措置を採らなければならない。

第 39 条 大気中に放射性物質を含むガス及びエアロゾトルルを排出する場合は、国の放射線保護規定を満たさねばならず、規定の排出基準を超過してはならない。

第 40 条 大気中に悪臭ガスを排出する企業は、周辺居住区に対する汚染防止措置を講じなければならない。

第 41 条 人口密集地区及びその他法律で特別に保護する必要があると認められた地区では、アスファルト、フェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ごみ及びその他有毒有害な煙塵および悪臭ガスを発生する物質を燃やすことを禁ずる。人口密集地区、空港周辺、交通幹線付近および当地の人民政府が認定した地区では、屋外で穀物の茎、落ち葉等の煙塵を発生する物資を燃やすことを禁ずる。このほか、市の人民政府は実際の状況に応じて、煙塵による汚染を防止する措置を採ることができる。

第 42 条 有毒有害なガスまたは粉塵を飛散させるおそれのある物質の運輸、積み下ろし、貯蔵を行う場合は、密封措置またはその他の防塵措置を採らなければならない。

第 43 条 市の人民政府は緑化責任制の採用、建設施工管理の強化及び舗装面積の拡大等の措置を採り、一人あたりの緑地面積を増加し、市街区において剥き出しの地面や地面のほこりを減少し、まき上げられるほこりによる汚染を防止しなければならない。都市市街区において建設施工を行うか、またはその他のほこり巻き上げを発生させる企業は、当地の環境保護規定に従い、まき上げられるほこりによる汚染を防止する措置を採らなければならない。国務院の関係行政主管部門は、まき上げられるほこりによる汚染の抑制状況を都市環境総合整備に対する審査の根拠の一つとしなければならない。

第 44 条 都市部で飲食サービス業を営む経営者は、油煙による付近住民の居住環境汚染を防止する措置を採らなければならない。

第 45 条 国はオゾン層を破壊する物質の代替品の生産、使用を奨励・支援し、オゾン層破壊物質の生産量を段階的に減らし、オゾン層破壊物質の生産、使用を停止する段階までにもっていく。オゾン層を破壊する物質を生産、輸入する企業は、国が定める期限までに、国務院の関係行政主管部門が定めた割当額に応じて生産、輸入を行う。

第 6 章 法的責任

第 46 条 本法の規定に違反して、以下に記載する行為の一つをなした場合、環境保護行政主管部門または本法第 4 条第 2 項で規定する監督・管理部門はその内容に応じて、違法行為を停止させ、期限を定めて処理させ、警告または 5 万元以下の罰金に科すことができる。

(一) 国務院の環境保護行政主管部門が定める汚染物質の排出に関する事項の申告を拒否するか、または虚偽の申告をすること。

(二) 環境保護行政主管部門またはその他監督・管理部門の立ち入り検査を拒否するか、または検査に際に虚偽を弄すること。

(三) 汚染物質排出企業が大気汚染物質処理施設を正常に使用しないか、または環境保護行政主管部門の許可を受けずに、大気汚染物質処理施設を独断で取り壊したり放置したりすること。

(四) 防燃、防塵措置を採らず、人口集中地区に石炭、石炭脈石、石炭の燃え殻、砂・石、土・ほこり等を放置すること。

第 47 条 本法第 11 条の規定に違反して、大気汚染防止施設が完成していないか、または建設プロジェクトにおける環境保護管理に関する国の規定の要求に達していないまま、建設プロジェクトの生産または使用を開始した場合は、当該建設プロジェクトの環境影響報告書を審査、認可した環境保護行政主管部門は、生産または使用の中止を命じた上、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第 48 条 本法の規定に違反して、大気中に排出する汚染物質が国または地方の排出基準を超過した場合は、期限内に処理を行わねばならず、かつ所在地の県級以上の人民政府の経済総合主管部門は 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。期限内処理の決定権限及び行政処罰については国務院が定める。

第 49 条 本法第 19 条の規定に違反して、生産、販売、輸入、使用が禁止されている設備を生産、販売、輸入、使用するか、または導入が禁止されている技術を導入した場合は、県級以上の人民政府の経済総合主管部門は意見書を提出し、同級の人民政府に報告・申請し、国務院が規定する権限に基づいて、業務停止、閉鎖を命じる。旧式の設備を他人に譲渡して使用した場合には、譲渡者が所在する地区の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門またはその他監督・管理権限を有する部門は、譲渡者の違法所得を没収し、かつ違法所得の 3 倍以下の罰金を科す。

第 50 条 本法第 24 条第 3 項の規定に違反して、規定された基準以上の放射性物質及び砒素等の有毒有害物質を含む石炭を採掘した場合は、県級以上の人民政府は国務院が規定する権限に基づき閉鎖を命じる。

第 51 条 本法第 25 条第 2 項または第 29 条第 1 項の規定に違反して、当地の人民政府が定めた期限以降も高汚染燃料を燃焼させた場合は、所在地の県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門は、取り壊しまたは高汚染燃料を燃やす施設の没収を行う。

第 52 条 本法第 28 条の規定に違反して、都市集中供給パイプラインがカバーする地区で石炭を燃焼するボイラーを新しく製造した場合は、県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門は違法行為の停止または期限の修正を命令し、5 万元以下の罰金を科す。

第 53 条 本法第 32 条の規定に違反して、汚染物質排出基準を超過した自動車・船舶を製造、販売または輸入した場合は、監督・管理権を有する部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ所得の 2 倍以下の罰金を科すことができる。汚染物質排出基準に到達不可能な自動車・船舶については、没収・廃棄処分する。

第 54 条 本法第 34 条第 2 項の規定に違反して、国務院が定めた期限内に鉛を含むガソリンの生産、輸入または販売を停止しない場合は、所在地の県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門またはその他の監督・管理権を有する部門は、違法行為の停止を命じ、鉛を含むガソリンの生産、輸入、販売によって得た違法所得を没収する。

第 55 条 本法第 35 条第 1 項または第 2 項の規定に違反して、所在地の省・自治区・直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門または交通、漁業等の監督・管理権を有する部門の委託を受けずに、自動車・船舶の検査を行った場合、または検査の際に虚偽を弄した場合は、県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門または交通、漁業等の監督・管理権を有する部門は、違法行為の停止を命じ、期限を定めて処理させ、5 万元以下の罰金を科すことができる。情状が重い

場合には、認定資格を有する部門は、自動車・船舶の定期検査の資格を取り消す。

第 56 条 本法の規定に違反して、以下に記載する行為の一つをなした場合、県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門または監督・管理権を有する部門は違法行為の停止を命じ、期限を定めて処理させ、5 万元以下の罰金を科すこともできる。

(一) 有効な汚染防止措置を講じず、大気中に粉塵、悪臭ガスまたはその他有毒物質を含むガスを排出すること。

(二) 当地の環境保護行政主管部門の許可を受けずに、大気中に転炉ガス、アセチレンガス、電気炉法黄リンのテールガス、有機炭化水素類のテールガスを排出すること。

(三) 密閉措置またはその他の防護措置を採らずに、有毒有害ガスまたは粉塵を飛散させるおそれのある物質を運輸、積み下ろし、貯蔵すること。

(四) 都市部の飲食サービス業の経営者が有効的な汚染防止措置を採らず、排出する油煙により付近住民の居住環境を汚染すること。

第 57 条 本法第 41 条第 1 項の規定に違反して、人口密集地区及びその他法律で特別に保護する必要があると認められた地区において、アスファルト、フェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ごみ及びその他有毒有害な煙塵および悪臭ガスを発生する物質を燃やした場合は、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は違法行為の停止を命じ、2 万元以下の罰金を科す。本法第 41 条第 2 項の規定に違反して、人口密集地区、空港周辺、交通幹線付近および当地の人民政府が認定した地区において、屋外で穀物の茎、落ち葉等の煙塵を発生する物資を燃やした場合には、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は違法行為の停止を命じる。情状が重い場合には 200 元以下の罰金を科すことができる。

第 58 条 本法第 43 条第 2 項の規定に違反して、都市市街区において建設施工を行うか、またはその他のほこり巻き上げを発生させるプロジェクトにおいて、ほこり巻き上げに対する有効的な防止措置を採らず、大気環境を汚染した場合は、期限を定めて処理させ、2 万元以下の罰金を科す。期限を過ぎても当地の環境保護規定の要求を満たさない場合には、操業停止・整頓を命ずることができる。建設施工によりほこりが巻き上げられ汚染が発生した場合のこれら 2 項の処罰については、県級以上の地方人民政府の建設行政主管部門が決定する。その他のほこり巻き上げによる汚染の処罰については、県級以上の地方人民政府が指定する関係主管部門が決定する。

第 59 条 本法第 45 条第 2 項の規定に違反して、国が定めた期限内に、国務院の関係行政主管部門が認定し割当てた基準を超過するオゾン層を破壊する物質を生産、輸入した場合は、所在地の省・自治区・直轄市の人民政府の関係行政主管部門は 2 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。情状が重い場合には、国務院の関係行政主管部門は生産、輸入の割当額を取り消す。

第 60 条 本法の規定に違反して、以下に記載する行為の一つをなした場合、県級の人民政府の環境保護行政主管部門は期限を定めて附属施設の建設を命じ、2 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。

(一) 新しく建設された炭鉱で採掘される石炭が高硫黄分炭、高灰分炭に属するにもかかわらず、石炭選鉱施設を建設すると定めた国の関係規定に従わない場合。

(二) 石油精製、合成アンモニアや石炭ガスの生産、石炭コークス化、非鉄金属精錬の過程で硫化物を含むガスを排出する企業が、脱硫装置の建設すると定めた国の関係規定に従わないか、またはその他の脱硫措置を講じない場合。

第 61 条 本法の規定に違反して、企業・事業体が大気汚染による事故を発生させた場合は、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は被害状況に基づいて、直接的な経済損失の 50%の罰金を科す。最高額は 50 万元を越えてはならない。情状が重い場合には、直接責任のある管理者およびその他責

任者に対し、所属企業または上級主管機関は行政処分または規律処分を科す。重大な大気汚染事故を発生させ、公的・私的財産の損失または被害者の死傷情況に著しい悪影響を与えた場合には、犯罪行為として刑事責任を追及する。

第 62 条 大気汚染被害を発生させた企業は、責任を持って危害排除に努め、かつ損失を受けた企業または個人に対し損失を賠償しなければならない。賠償責任および賠償金額について紛争が生じた場合は、当事者の申請に基づき、環境保護行政主管部門は調停を行う。調停に不服の場合には、当事者は人民法院に直接訴えを提起することができる。

第 63 条 完全に不可抗力の自然災害により、かつ遅滞なく適正な措置を講じてもなお大気汚染による損害を回避できない場合は責任を免除する。

第 64 条 環境保護行政主管部門またはその他の関係部門が本法第 14 条第 3 項の規定に違反し、徴収した汚染物質排出費を流用した場合は、監査機関または監察機関は流用金額の返却またはその他の措置による回収を命じ、直接責任のある管理者およびその他責任者に対し行政処分を科す。

第 65 条 環境保護の監督・管理者が職権を乱用し、職務怠慢である場合は、行政処分を科す。犯罪行為である場合には、刑事責任を追及する。

第 7 章 付則

第 66 条 本法は 2000 年 9 月 1 日から施行する。